

議会答弁実録

会期： 平成 20 年 2 月 予算特別委員会 会派： 05 自民
日程： 2008/03/14 質問者： 石橋 良三
発言順： 15 午後 1 番 質問番号： 3
担当部局： 50 教育委員会 答弁者： 65 教育長

タイトル： 改正教育基本法について

問：

平成 18 年 12 月、約 60 年ぶりに教育基本法が改正された。

以前の教育基本法は、旧文部省がGHQの影響下で強要されて作成されたものであり、「愛国心」や「宗教的情操教育の涵養」など、「伝統的価値観」が否定された内容となっていた。

そのため、これまで「個人の尊厳」、「人格の完成」を期すという抽象的項目となっていた教育の目的は、今回の改正により、「公共の精神」や「伝統の尊重」、「国や郷土を愛する態度」という価値観に基づく教育を推進することとなっている。

また、伝統を重んじ、国と郷土を愛し、道徳を身につけ、公のために尽くす国民を育成するという「目標」達成ができるよう、学習指導要領が書き換えられ、教科書も変わることとなる。

本県では、平成 10 年に当時の文部省からは正指導を受け、学習指導要領に沿った授業内容となるよう、努力してきたところである。

その努力の成果は、全国学力・学習状況調査の結果をはじめとし、大学進学率の向上など、誰もが認めるところである。

また、本県では、全国に先駆けて教育委員会の中に「道徳教育係」を設置した。

そこで、国や郷土を愛する心の育成などについて、これまでどのような取組を行い、また、今回の法改正を踏まえ、どのように授業へ反映するつもりなのか、教育長に伺う。

答：

学校では、社会科や道徳の授業において、郷土や我が国の発展に尽くした先人の働きや、我が国の文化遺産と伝統芸能について調べたり体験したりする学習などをおして、我が国の歴史や伝統文化に対する理解と愛情をはぐくんでいるところでございます。

このたび公表された学習指導要領案におきましては、改正教育基本法の目標を踏まえ、各教科や道徳において我が国と郷土を愛する態度を養うための指導を一層充実するよう示されております。

今後告示される学習指導要領につきまして、全小・中学校の管理職と教務主任を対象にした研修の実施などにより、全教職員に趣旨や内容を周知・徹底し、我が国と郷土を愛する態度をはぐくむ教育を、さらに推進して参りたいと考えております。